

会 議 録

1 会議名

平成30年度 第1回 上越市特別職報酬等審議会

2 議題

- (1) 審議会の役割、所掌事項等について（公開）
- (2) 特別職の報酬額等の状況等について（公開）
- (3) 市内の経済状況について（公開）
- (4) 特別職の国家公務員及び給与勧告等について（公開）
- (5) 審議会への諮問について（公開）
- (6) その他

3 開催日時

平成31年1月23日（水）午前10時30分から

4 開催場所

上越市役所木田第1庁舎4階 401会議室

5 傍聴人の数

なし

6 非公開の理由

なし

7 出席した者（傍聴人を除く）の氏名（委員敬称略、50音順）

- ・委員： 井部辰男委員、大滝邦洋委員、大滝幸治委員、折笠正勝委員、
下村篤子委員、高橋信雄委員、早川英雄委員、山崎活美委員
- ・事務局： 土橋副市長、岩野総務管理部長
人事課 中澤課長、水澤副課長、給与係 早川係長、徳永係長

8 発言の内容

開会

委嘱状交付

（委員改選のため、副市長から委嘱状を手交）

副市長挨拶

委員自己紹介

会長選出

- 事務局案として、高橋委員の就任を提案したところ、委員から異議なしの発声があり、高橋信雄委員に決定 -

会長職務代理者の指定

- 会長から笠原委員の指名あり、委員から異議なしの発声があり -
(異議なしの発声後、審議会欠席の笠原委員から会長職務代理者の指定にあたり、内諾を得ている旨を事務局から説明)

議事

中澤人事課長： - 議題(1)～(5)について、事務局から一括説明 -

審議会への諮問について、上越市特別職報酬等審議会条例の第2条の所掌事項において、「市長は、次に掲げる額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該額について審議会の意見を聴くものとする」との規定があり、市としては、市内の経済状況や特別職の国家公務員における取り扱い、県内他団体の動向等を多角的かつ総合的に勘案し、現時点では特別職の報酬等を改定する必要は無いものと考えており、報酬額等の変更に伴う改正条例を議会に提出する意向がないため、本審議会には諮問は行わないこととなる。ただし、一般職の給与改定や他団体特別職の報酬等の改定状況のほか、市民の個人所得や財政力の推移等に良好な兆しが見られることや議会における「議員定数及び報酬等の在り方検討会」の動向を注視する中で、報酬額等改定の必要性も生じているものとする。これらを踏まえ、今後、報酬額等の改定の必要が生じた場合は、当審議会へ諮問させていただきたい。

下村篤子委員： 資料11と資料12から、市民の個人所得や財政力が回復傾向にあることは理解できたが、子どもを含めた「貧困層」の問題が顕在化している中、報酬額等の改定について、平均的な値のみから判断するのではなく、貧困層にも配慮した検討が必要だと思う。

中澤人事課長： 貧困層を含めた生活困窮者への支援は、市の重要な業務の一つとして捉えているが、手厚い行政サービスを提供することで、職員の仕事量も多くなり、それに見合った報酬等を支給しなければならないと考えている。したがって、労務の対価として適正な報酬額等であるかを見極めた上で、平均的な値を比較の対象としている。

折笠正勝委員： 資料15などの「民間給与との較差」に用いられている差額は、どのように算出した値か。

中澤人事課長： 国の人事院及び県の人事委員会において、いずれも従業員 50 人以上の民間企業を抽出した上で、その平均の給料額と公務員の給料額を比較している。

早川英雄委員： 市長及び副市長給料月額の 10%減額措置について、元に戻すべきと考えるが、市長公約という性質上、難しい部分もあると思う。市長自身はどのように考えているのか。

中澤人事課長： 市長就任時の公約として自らが掲げた事案を取り下げる考えは、現時点では無いものと伺っている。

高橋信雄会長： 市長任期も 3 期目を迎え、市長就任時に公約とした減額措置が長期化しており、他の特別職給料や議員報酬引上げの判断に影響を及ぼしていないかということを検証し、何らかの見直しを行う時期を迎えているのではないか。

井部辰男委員： 減額措置については、審議会としても検討する必要があると考える。市の財政状況の変化等も踏まえ、市長自身がどのように考えているかも重要であるが、審議会としての意見を市長に伝えるべきである。

折笠正勝委員： 議会において、議員報酬や政務活動費の見直しを行っているが、具体的な検討内容は把握しているか。

中澤人事課長： 現在、議会議員で構成される検討組織を設置の上、検討を重ねており、事務局は議会事務局が担当している。議会として、議員報酬や政務活動費を改正すべきという結論に達した場合は、条例の改正案を市長部局へ提示し、市長から当審議会へ諮問することになっている。現時点では、具体的な検討内容を把握できていない。

折笠正勝委員： 若い世代が議員になりやすく、議員のなり手がいない状況にあることを踏まえ、しっかりと議論を尽くしてほしい。

高橋信雄会長： 資料 8 の施行時特例市 31 市との比較を見ても、当市の議員報酬が極めて低い位置にあることが分かる。

中澤人事課長： 議員発議による条例改正も、制度上可能である。この場合、市長部局を介さず、議会としての提案となるため、当審議会への諮問を行わないこともあり得る。

高橋信雄会長： 議題の「(6)その他」について、事務局からの説明を求める。

中澤人事課長： - 議題(6)について、事務局から説明 -

例年、当審議会は、1月から2月初旬に年1回のペースで開催しているが、国の人事院勧告に伴う給与改定を例年12月議会に提案し、審議が行われること等を考慮した中で、本市における審議会の開催時期の前倒しが必要と考える。具体的には、例年、県の審議会や新潟市の審議会が10月から11月に開催されていることを参考に、この時期を目途に開催に向けた準備を進めていきたい。

(議題「(6)その他」に関する委員からの質疑等はなし)

閉会

9 問合せ先

総務管理部人事課給与係

TEL：025-526-5111（内線1417）

E-mail：kyuyo@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。